

平成 25 年 2 月 7 日

各 位

会 社 名 オ イ シ ッ ク ス 株 式 会 社

代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 島 宏 平

(コード番号：3182)

問 い 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 長 谷 川 哲 也

電 話 番 号 (03) 5447-2688 (代表)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 25 年 2 月 7 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 500,000 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(平成 25 年 2 月 21 日開催予定の取締役会で決定する。) |
| (3) 払 込 期 日 | 平成 25 年 3 月 12 日(火曜日) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、平成 25 年 3 月 4 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募 集 方 法 | 発行価格での一般募集とし、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社、野村證券株式会社、SMB C フレンド証券株式会社、株式会社 S B I 証券、マネックス証券株式会社、及びいちよし証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止するものとする。 |
| (6) 発 行 価 格 | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成 25 年 3 月 4 日に決定する。) |
| (7) 申 込 期 間 | 平成 25 年 3 月 5 日(火曜日)から平成 25 年 3 月 8 日(金曜日)まで |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (9) 株 式 受 渡 期 日 | 平成 25 年 3 月 13 日(水曜日) |
| (10) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、一般募集における発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (11) 払 込 取 扱 場 所 | 株式会社みずほ銀行 新宿中央支店 |
| (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | |
| (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。 | |

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い申し上げます。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- | | | | |
|-----|--|--|----------|
| (1) | 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 200,000 株 | |
| (2) | 売出人及び売出株式数 | 東京都中央区銀座七丁目 5 番 5 号
株式会社資生堂 | 80,000 株 |
| | | 東京都品川区
吉田 卓司 | 45,000 株 |
| | | 東京都千代田区永田町二丁目 4 番 8 号
ニッセイ・キャピタル 4 号
投資事業有限責任組合 | 42,000 株 |
| | | 東京都港区
高島 宏平 | 33,000 株 |
| (3) | 売 出 方 法 | 売出価格での一般向けの売出しとし、みずほ証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受けする。 | |
| (4) | 売 出 価 格 | 未定（上記 1. における発行価格と同一となる。） | |
| (5) | 申 込 期 間 | 上記 1. における申込期間と同一である。 | |
| (6) | 申 込 株 数 単 位 | 上記 1. における申込株数単位と同一である。 | |
| (7) | 株 式 受 渡 期 日 | 上記 1. における株式受渡期日と同一である。 | |
| (8) | 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記 1. における募集株式の引受価額と同一とする。 | |
| (9) | 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | | |

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- | | | | |
|-----|--|--|--|
| (1) | 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 105,000 株（上限） | |
| (2) | 売出人及び売出株式数 | 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号
みずほ証券株式会社 105,000 株（上限） | |
| (3) | 売 出 方 法 | 売出価格での一般向けの売出しである。 | |
| (4) | 売 出 価 格 | 未定（上記 1. における発行価格と同一となる。） | |
| (5) | 申 込 期 間 | 上記 1. における申込期間と同一である。 | |
| (6) | 申 込 株 数 単 位 | 上記 1. における申込株数単位と同一である。 | |
| (7) | 株 式 受 渡 期 日 | 上記 1. における株式受渡期日と同一である。 | |
| (8) | 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | | |

4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- | | | | |
|-----|----------------------|---|--|
| (1) | 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 105,000 株 | |
| (2) | 募集株式の払込金額 | 未定（上記 1. における募集株式の払込金額と同一とする。） | |
| (3) | 申 込 期 日 | 平成 25 年 3 月 27 日 | |
| (4) | 払 込 期 日 | 平成 25 年 3 月 28 日 | |
| (5) | 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、平成 25 年 3 月 4 日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 | |
| (6) | 割 当 方 法 | 割当価格でみずほ証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式の発行を中止する。 | |
| (7) | 割 当 価 格 | 未定（上記 1. における募集株式の引受価額と同一となる。） | |

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い申し上げます。

- (8) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (9) 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 新宿中央支店
- (10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式数及び売出株式数

- ① 募集株式数 発行する普通株式 500,000株
- ② 売出株式数 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 200,000株
オーバーアロットメントによる売出し(※)
当社普通株式 上限105,000株

- (2) 需要の申告期間 平成25年2月25日(月曜日)から
平成25年3月1日(金曜日)まで

- (3) 価格決定日 平成25年3月4日(月曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づいて需要状況等を勘案した上で決定します。)

- (4) 申込期間 平成25年3月5日(火曜日)から
平成25年3月8日(金曜日)まで

- (5) 株式受渡期日 平成25年3月13日(水曜日)

(※) オーバーアロットメントによる売出しは、500,000株の一般募集及び200,000株の売出しにあたり、その需要状況を勘案し、当該募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主である高島宏平(以下、「貸株人」という。)から105,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株数は105,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行なわれない場合があります。

なお、これに関連して、当社は平成25年2月7日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とし、払込期日を平成25年3月28日とする普通株式105,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、みずほ証券株式会社は、平成25年3月13日(水)から平成25年3月21日(木)までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(「以下、シンジケートカバー取引」という。)を行なう場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数について、割当に応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い申し上げます。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	4,863,200株
公募による増加株式数	500,000株
公募後の発行済株式総数	5,363,200株
第三者割当増資による増加株式数	105,000株(最大)
第三者割当増資後の発行済株式総数	5,468,200株(最大)

3. 調達資金の使途

今回の募集による手取概算額 430,000 千円については、本募集と同日付で決議された第三者割当増資の手取概算額上限 96,600 千円と併せ、海老名物流センターを中心とした物流拠点の整備・物流機能の強化のための設備投資に 230,000 千円、EC 事業における販売強化・サービス向上のためのシステム、ソフトウェア等への投資に 210,000 千円、残額の 86,600 千円については運転資金に充当する予定であります。なお支出予定時期は平成 25 年 4 月から平成 27 年 9 月を予定しており、実際の充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用していく予定であります。

(注) 手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,000 円)を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元については経営の最重要課題の一つとして位置付けており、当面は内部留保の充実に注力する方針ですが、事業規模や収益が安定成長段階に入ったと判断された時点で経営成績・財政状態を勘案しながら、配当による株主への利益還元に努める所存であります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保金の使途につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、企業体質の強化及び将来の今事業展開のための財源として利用していく予定であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の公募増資後、積極的に株主への利益還元を実施したいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況

	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	140.42 円	44.09 円	74.38 円
1 株当たり配当金 (1 株当たり中間配当金)	－円 (－)	－円 (－)	－円 (－)
実績配当性向	－%	－%	－%
自己資本当期純利益率	17.0%	17.9%	24.3%
純資産配当率	－%	－%	－%

注 1. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

注 2. 株主資本当期純利益率は、当期純利益を株主資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。

注 3. 純資産配当率は、年間配当総額を株主資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。

注 4. 1 株当たり配当金(1 株当たり中間配当金)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施しておりませんので、記載しておりません。

注 5. 当社は平成 24 年 11 月 12 日付で普通株式 1 株につき 4 株の分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(平成 24 年 8 月 21 日付東証上審第 133 号)に基づき、平成 22 年 3 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の 1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

ご注意: この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い申し上げます。

	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	35.11 円	44.09 円	74.38 円
1 株 当 たり 配 当 金 (1 株 当 たり 中 間 配 当 金)	— 円 (— 円)	— 円 (— 円)	— 円 (— 円)

5. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い申し上げます。